

販売代理店契約書

株式会社ジーリーメディアグループ（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、次のとおり販売代理店契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙を、「樂吃購！日本」（以下、「本媒体」という。）広告枠を非独占的に取り扱う販売代理店に指名し、乙は甲の代理店として、本媒体広告枠を販売するものとする。

第2条（契約）

乙が甲の代理店として第三者と契約する契約の方式は、乙の選択に委ねることとし、乙が契約に使用する契約書の様式は、事前に甲の閲覧に供した後、乙が定めるものとする。

第3条（広告料金及び販売手数料）

甲が乙に支払う販売手数料は、乙による本媒体広告枠の販売代金（消費税課税前）の %とする。乙が第三者へ販売する本媒体広告料金については事前に甲が乙に提示した価格とする。定めがない場合は別途甲と乙にて相談することとし、乙は甲から提示を受けた販売価格以外で第三者に販売してはならない。

- 乙は第三者と契約を締結する場合は、契約内容、契約者等を事前に甲に報告しなければならない。
- 乙が前項に定める報告を遅滞したために、甲が損害を受けた場合はその損害は、乙の負担とする。

第4条（広告料金の支払）

乙は、毎月1日～末日までに第三者に販売した本媒体広告枠の販売代金（消費税課税後）の総額から、その販売手数料に消費税を付加した金額の総額を控除した残額を、公開月翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によりスケジュールが後ろ倒しになった場合は当初の公開予定日をもって甲は請求書を発行し、乙は公開予定日翌月末日までに、支払うものとする。振込み手数料は乙の負担とする。

- 期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する年6パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第5条（甲の義務と保証）

甲は乙が第三者と契約した本媒体の広告掲載について、甲乙で定めた期日までに行う義務を負う。

- 本媒体広告に甲の責に起因する瑕疵が発見されたときは、当該広告が公開後1ヶ月以内に限り内容の差替えを無料で行うものとする。
- 甲の責に起因しない本媒体公開前の修正については、一度の修正まで無料で行い、それ以降は有償で行うものとする。甲の責に起因しない本媒体公開後の修正については、全て有償で行うものとする。

第6条（担保）

乙は、本契約第4条に基づく代金の支払いが遅延・滞納した場合において、甲から担保措置を講ずる旨の要請があったときは、直ちに甲の承認する第三者に乙の債務を連帯保証させるものとする。

第7条（解約告知）

甲又は乙は本契約の有効期間内であっても、1か月前に予告して本契約を解除することができる。

第8条（解除）

次の各号の一に該当する事由が乙に生じたときは、甲は乙に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。

（1）本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき

（2）自ら振り出し又は裏書きした手形又は小切手が不渡りとなったとき

（3）破産、民事再生又は会社更生の申立てを自らなし、又は第三者からこれらの申立てがなされたとき

（4）差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき

（5）解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡が決議されたとき

（6）経営状態が悪化したとき、又は悪化するおそれがあると認められるとき

（7）公租公課の滞納処分を受けたとき

2. 次の各号の一に該当する事由が甲に生じた場合は、乙は甲に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。

（1）甲が第5条に定める義務を履行しなかったとき

（2）自ら振り出し又は裏書きした手形又は小切手が不渡りとなったとき

（3）破産、民事再生又は会社更生の申立てを自らなし、又は第三者からこれらの申立てがなされたとき

（4）経営状態が悪化したとき、又は悪化するおそれがあると認められるとき

（5）差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき

（6）解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡が決議されたとき

（7）公租公課の滞納処分を受けたとき

第9条（権利の譲渡の禁止等）

甲及び乙は本契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡してはならない。本契約を第三者に代行させてはならない。ただし、相手方が事前に書面により同意した場合はこの限りではない。

2. 乙は本契約に基づき、甲から取得したアカウントIDやパスワードを、第三者に伝達、譲渡、利用もしくは漏洩させてはならない。不正利用により甲が被害、不利益を被った場合は乙がその責任を負うものとする。

第10条（守秘義務等）

甲及び乙は、本契約内容に基づいた業務を遂行する中で知り得た、相手方の営業上、技術上の情報、顧客及び取引先にかかる情報を第三者に開示、漏洩してはならず、また、業務遂行目的以外に使用、複

製してはならない。個人情報取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令を順守する。

第11条（著作権等）

成果物の全ての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を含む）は、甲に帰属する。

ただし、成果物中に、乙より提供を受けた著作物（写真・画像等を含む）が含まれる場合には、原則として当該著作物の権利は乙または第三者に留保される。この場合、甲は、乙または第三者の著作物を成果物に含め、本契約にしたがって乙に使用許諾を得たものとする。

乙が成果物を使用・複製する場合は甲に事前連絡をし、使用料については甲乙協議の元決定することとする。

第12条（競業商品の制作や取り扱いについて）

乙は甲の保有する本媒体と競合する媒体の制作をしてはならない。また甲の保有する本媒体と競合する台湾エンドユーザー向け訪日媒体広告を取り扱う場合は、甲に相談するものとする。

第13条（有効期間）

本契約は、平成 年 月 日より1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了3ヵ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第14条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の販売代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の販売代理店である旨を一切表示してはならない。

第15条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し相手方が損害を被った場合、その損害を賠償するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己が以下の各号のいずれかにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対し表明・保証する。

（1）暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人（以下、「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと

（2）役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと

（3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること

2. 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができる。

3. 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること

(2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること

(3) 法的責任を超えた不当な要求をすること

(4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

(5) 前各号に準ずる行為を行うこと

(6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること

4. 甲及び乙は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

5. 甲及び乙は第2項又は第3項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

6. 前二項の規定は、本契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用される。

第17条（規定外事項）

本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

第18条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月

甲：住所 神奈川県小田原市久野525-1

会社名 株式会社ジーリーメディアグループ

代表者名 代表取締役 吉田 皓一 印

乙：住所

会社名

代表者名

印__